

約款・規定集(法人のお客様用)新旧対照表

平成27年9月

平成27年10月1日より約款・規定を改定いたします。下線部分が改定箇所となります。

改定後(新)	改定前(旧)
個人情報の保護に関する基本方針	
<p>2. 関係法令等の遵守 当社は、お客様との絆、社会のみなさまとの絆を大切にすることを証券会社として、みなさまの個人情報および個人番号(以下、個人情報等といいます)を大切に保護します。 <u>当社は、みなさまの個人情報等を大切に保護することが企業活動を行う当社に課せられた社会的責務であることを深く自覚し、個人情報等の保護に関する法令等およびこの基本方針をすべての従業員が遵守すること、全社をあげて個人情報等の適切な取扱いに務めることを宣言します。</u></p> <p>3. 個人情報の利用目的 当社は、以下に掲げる事業内容において、以下に掲げる利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報を取り扱うこととし、この利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱いません。また、当社は、合理的と認められる範囲を超えて個人情報の利用目的を変更しません。個人番号については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、番号法といいます)等の関係法令等で定められた範囲内でのみ取り扱うこととします。</p> <p>(事業内容) (1)～(3) (省 略) (利用目的) (1)～(13) (省 略) <u>(14)前各号の個人情報の利用目的にかかわらず、個人番号は、「金融商品取引に関する口座開設の申請・届出事務」および「金融商品取引に関する法定書類の作成・提供事務」に限り利用いたします。</u> なお、当社は、金融商品取引業等に関する内閣府令等に基づき、個人のお客様に関する人種、信条、門地、本籍地、保健医療または犯罪経歴についての情報その他業務上知り得た公表されていない特別の情報を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的のために利用しません。</p> <p>4. 個人データの共同利用 当社は、以下のように個人データを共同して利用することがあります。</p> <p>4-1 当社グループ内における共同利用 (1)共同して利用される個人データの項目(個人番号を除く) (省 略) (2)～(4) (省 略)</p> <p>4-2 シティグループ証券株式会社との共同利用 (1)共同して利用される個人データの項目(個人番号を除く) (省 略) (2)～(4) (省 略)</p> <p>6. 個人情報等の適正な取得 (1)当社は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得しません。 (2)当社は、第三者から個人情報を取得するに際しては、ご本人の利益を不当に侵害しません。また、個人情報等の不正取得等の不正な</p>	<p>2. 関係法令等の遵守 当社は、お客様との絆、社会のみなさまとの絆を大切にすることを証券会社として、みなさまの個人情報を大切に保護します。 当社は、みなさまの個人情報を大切に保護することが企業活動を行う当社に課せられた社会的責務であることを深く自覚し、個人情報の保護に関する法律をはじめとする関係法令等およびこの基本方針をすべての従業員が遵守すること、全社をあげて個人情報の適切な取扱いに務めることを宣言します。</p> <p>3. 個人情報の利用目的 当社は、以下に掲げる事業内容において、以下に掲げる利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報を取り扱うこととし、この利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱いません。また、当社は、合理的と認められる範囲を超えて個人情報の利用目的を変更しません。</p> <p>(事業内容) (1)～(3) (省 略) (利用目的) (1)～(13) (省 略) (新 設)</p> <p>なお、当社は、金融商品取引業等に関する内閣府令等に基づき、個人のお客様に関する人種、信条、門地、本籍地、保健医療または犯罪経歴についての情報その他業務上知り得た公表されていない特別の情報を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的のために利用しません。</p> <p>4. 個人データの共同利用 当社は、以下のように個人データを共同して利用することがあります。</p> <p>4-1 当社グループ内における共同利用 (1)共同して利用される個人データの項目 (省 略) (2)～(4) (省 略)</p> <p>4-2 シティグループ証券株式会社との共同利用 (1)共同して利用される個人データの項目 (省 略) (2)～(4) (省 略)</p> <p>6. 個人情報の適正な取得 (1)当社は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得しません。 (2)当社は、第三者から個人情報を取得するに際しては、ご本人の利益を不当に侵害しません。また、個人情報の不正取得等の不正な行為</p>

改定後(新)	改定前(旧)
<p>行為を行っている第三者から、その情報が漏えいされた個人情報等であること等を知った上で情報を取得しません。</p> <p>(3)当社が取得する個人情報等の取得元または取得方法には、以下の様なものがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・口座開設申込書、各種届出書、アンケート等、お客様に書面に直接記入していただく、またはインターネットを通じて画面に直接入力していただく方法により取得する ・商品やサービスの提供を通じて、お客様からお聞きすることにより個人情報を取得する ・音声の録音、画像の録画、電子メールの受信、ホームページまたは当社から送信した電子メール上のアクセス記録・操作記録等により取得する ・官報、新聞、雑誌、インターネット等に掲載された情報から取得する ・データベースサービス事業者等の第三者から個人情報を取得する <p><u>上記にかかわらず、個人番号については、番号法等の関係法令等で定められた範囲内でのみ取得します。</u></p> <p>(4)当社が求める個人情報等をご提供いただけないときは、当社のサービスの全部または一部をご利用いただけないことがあります。</p>	<p>を行っている第三者から、その情報が漏えいされた個人情報であること等を知った上で情報を取得しません。</p> <p>(3)当社が取得する個人情報の取得元または取得方法には、以下の様なものがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・口座開設申込書、各種届出書、アンケート等、お客様に書面に直接記入していただく、またはインターネットを通じて画面に直接入力していただく方法により取得する ・商品やサービスの提供を通じて、お客様からお聞きすることにより個人情報を取得する ・音声の録音、画像の録画、電子メールの受信、ホームページまたは当社から送信した電子メール上のアクセス記録・操作記録等により取得する ・官報、新聞、雑誌、インターネット等に掲載された情報から取得する ・データベースサービス事業者等の第三者から個人情報を取得する <p>(4)当社が求める個人情報をご提供いただけないときは、当社のサービスの全部または一部をご利用いただけないことがあります。</p>
<p>7. 個人情報等を取得する際の利用目的の通知・公表・明示</p> <p>当社は、個人情報等の利用目的を、ホームページ上に掲載し、また全国の支店の窓口に掲示・備え置く等の方法で公表します。</p> <p>当社は、個人情報等を取得したときは、あらかじめその利用目的を公表しているときを除き、速やかにその利用目的をご本人に通知しまたは公表します。</p> <p>当社は、ご本人から直接書面に記載されたご本人の個人情報等を取るときは、あらかじめその利用目的を明示します。特に信用取引、発行日決済取引または保護預り有価証券の担保貸付を行うに際して個人情報を取得するときには、利用目的についてご本人の同意を得よう努めます。</p>	<p>7. 個人情報を取得する際の利用目的の通知・公表・明示</p> <p>当社は、個人情報の利用目的を、ホームページ上に掲載し、また全国の支店の窓口に掲示・備え置く等の方法で公表します。</p> <p>当社は、個人情報を取得したときは、あらかじめその利用目的を公表しているときを除き、速やかにその利用目的をご本人に通知しまたは公表します。</p> <p>当社は、ご本人から直接書面に記載されたご本人の個人情報を取得するときには、あらかじめその利用目的を明示します。特に信用取引、発行日決済取引または保護預り有価証券の担保貸付を行うに際して個人情報を取得するときには、利用目的についてご本人の同意を得よう努めます。</p>
<p>9. 個人データの安全管理措置</p> <p>当社は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失またはき損の防止その他の個人データの安全管理のため、安全管理に係る基本方針・取扱規程等の整備および安全管理措置に係る実施体制の整備等の必要かつ適切な措置を講じます。</p> <p><u>必要かつ適切な措置は、個人番号の漏えい、滅失またはき損の防止その他の個人番号の安全管理の措置を含みます。</u></p> <p>(1)～(3) (削 除)</p>	<p>9. 個人データの安全管理措置</p> <p>当社は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失またはき損の防止その他の個人データの安全管理のため、安全管理に係る基本方針・取扱規程等の整備および安全管理措置に係る実施体制の整備等の必要かつ適切な措置を講じます。</p> <p>必要かつ適切な措置は、個人データの取得・利用・保管等の各段階に応じた以下の措置を含みます。</p> <p>(1)組織的安全管理措置 — 個人データの安全管理措置について従業員の責任と権限を明確に定め、安全管理に関する規程等を整備・運用し、その実施状況の点検・監査を実施します。</p> <p>(2)人的安全管理措置 — 従業員と個人データの非開示契約等の締結および従業員に対する教育・訓練等を実施し、個人データの安全管理が図られるよう従業員に対する必要かつ適切な監督を行います。</p> <p>(3)技術的安全管理措置 — 個人データおよびそれを取り扱う情報システムへのアクセス制御および情報システムの監視等の個人データの安全管理に関する技術的な措置を講じます。</p>
<p>10. 個人データの第三者への提供</p> <p>当社は、以下に掲げる場合を除き、個人データを第三者に提供しません。</p> <p>(1)～(8) (省 略)</p> <p><u>特定個人情報については、当社は、番号法等に基づき、番号法等の関係法令等により許される場合を除き、第三者に提供しません。</u></p>	<p>10. 個人データの第三者への提供</p> <p>当社は、以下に掲げる場合を除き、個人データを第三者に提供しません。</p> <p>(1)～(8) (省 略)</p>
<p>11. 個人データの取扱いの委託</p> <p>当社は、利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部または一部を外部委託しております。</p> <p>当社は、個人データの取扱いの全部または一部を委託するときは、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行います。</p> <p>当社が個人データの取扱いを外部委託している業務には、以下の様なものがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・証券事務処理に関する業務(書類の保存・保管を含む) ・お客様にお送りするための書面の印刷または発送業務 ・情報システムの運用・保守に関する業務 ・金融商品仲介業務 	<p>11. 個人データの取扱いの委託</p> <p>当社は、利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部または一部を外部委託しております。</p> <p>当社は、個人データの取扱いの全部または一部を委託するときは、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行います。</p> <p>当社が個人データの取扱いを外部委託している業務には、以下の様なものがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・証券事務処理に関する業務(書類の保存・保管を含む) ・お客様にお送りするための書面の印刷または発送業務 ・情報システムの運用・保守に関する業務
<p>13. 個人情報等の取扱いに関するお問い合わせや苦情等の窓口</p> <p>当社は、個人情報等の取扱いに関するお問い合わせや苦情等に適切に対応します。個人情報等の取扱いに関するお問い合わせや苦情等は、以下にて承ります。</p>	<p>13. 個人情報の取扱いに関するお問い合わせや苦情等の窓口</p> <p>当社は、個人情報の取扱いに関するお問い合わせや苦情等に適切に対応します。個人情報の取扱いに関するお問い合わせや苦情等は、以下にて承ります。</p>

改定後(新)	改定前(旧)
<p>(省 略)</p> <p>16. 用語について この基本方針における用語は、以下のとおりとします。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p><u>(2)「個人番号」とは、番号法により、住民票コードを変換して得られる番号であって、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定されるもの(個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものも含みます)をいいます。</u></p> <p><u>(3)「特定個人情報」とは、個人番号をその内容に含む個人情報をいいます。</u></p> <p><u>(4)「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合物であって、特定の個人情報を電子計算機等を用いて検索できるように体系的に構成したものをいいます。</u></p> <p><u>(5)「個人データ」とは、個人情報データベース等を構成する個人情報をいいます。</u></p> <p><u>(6)「保有個人データ」とは、当社が、開示、訂正、追加、削除、利用の停止、消去および第三者への提供の停止のすべてを行う権限を有する個人データであって、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるもの、または6ヶ月以内に消去(更新することは除く)することとなるもの以外のものをいいます。</u></p> <p><u>(7)「ご本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいいます。</u></p> <p><u>(8)「従業者」とは、当社の組織内にあつて直接または間接に当社の指揮監督を受けて当社の業務に従事している者をいい、雇用関係にある従業者(執行役員、正社員、契約社員、嘱託社員、パート社員、アルバイト社員等)のみならず、当社との間の雇用関係にない者(取締役、監査役、派遣社員等)も含まれます。</u></p> <p style="text-align: right;">この基本方針の更新履歴 平成27年10月5日更新</p>	<p>(省 略)</p> <p>16. 用語について この基本方針における用語は、以下のとおりとします。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(2)「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合物であつて、特定の個人情報を電子計算機等を用いて検索できるように体系的に構成したものをいいます。</p> <p>(3)「個人データ」とは、個人情報データベース等を構成する個人情報をいいます。</p> <p>(4)「保有個人データ」とは、当社が、開示、訂正、追加、削除、利用の停止、消去および第三者への提供の停止のすべてを行う権限を有する個人データであつて、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるもの、または6ヶ月以内に消去(更新することは除く)することとなるもの以外のものをいいます。</p> <p>(5)「ご本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいいます。</p> <p>(6)「従業者」とは、当社の組織内にあつて直接または間接に当社の指揮監督を受けて当社の業務に従事している者をいい、雇用関係にある従業者(執行役員、正社員、契約社員、嘱託社員、パート社員、アルバイト社員等)のみならず、当社との間の雇用関係にない者(取締役、監査役、派遣社員等)も含まれます。</p> <p style="text-align: right;">この基本方針の更新履歴 平成26年10月31日更新</p>

証券取引約款

第2章 申込方法等

第3条の2の2(法人番号の届出および番号確認)

- (1) お客様には、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「番号法」といいます。)、所得税法、租税特別措置法その他の関係法令等の規定に従い、お客様が有価証券等の取引に関する口座を開設されるとき、法人番号が初めて通知されたときその他関係法令等が定める場合に、お客様の法人番号を当社に届け出ていただきます。
- (2) 当社は、番号法、所得税法、租税特別措置法その他の関係法令等に従い、お客様から届け出ていただいた法人番号の確認をさせていただきます。

(新 設)

第6章 振替有価証券の取引

第33条の2(加入者情報の振替受益権の発行者または受託者への通知の同意)

当社は、お客様の振替決済口座に有価証券信託受益証券の振替受益権に係る記載または記録が行われている場合であつて、お客様が当該振替受益権に係る配当所得につき我が国が締結している租税条約に定める軽減税率の適用を受けるために必要なときは、当該軽減税率の適用に必要なお客様の情報が、当該振替受益権の発行者または受託者に対して通知されることにつき、お客様にご同意いただいたものとして取り扱います。

(新 設)

第47条(振替先口座等の照会)

- (1) (省 略)
- (2) お客様が振替有価証券の質入れ、担保差入れまたは株式買取請求、投資口買取請求、新株予約権付社債買取請求、新株予約権買取請求もしくは新株投資口予約権買取請求のために振替の申請をしようとする場合であつて、振替先口座を開設する口座管理機関がお客様から同意を得ているときは、当該口座管理機関は、振替機関に対し、振替元口座に係る加入者情報が振替機関に登録されている否かについての照会をすることがあります。
- (3) (省 略)

第47条(振替先口座等の照会)

- (1) (省 略)
- (2) お客様が振替有価証券の質入れまたは担保差入れのために振替の申請をしようとする場合であつて、振替先口座を開設する口座管理機関がお客様から同意を得ているときは、当該口座管理機関は、振替機関に対し、振替元口座に係る加入者情報が振替機関に登録されている否かについての照会をすることがあります。

第57条の2(法人番号の提供)

当社は、株式の振替を行うための口座を開設した場合その他の法人番号の提供を行うことが必要であると認められる場合には、当社の上位機関である振替機関の業務規程の定めるところにより、当該振

(新 設)

改定後(新)	改定前(旧)
<p>替機関に対し、お客様の法人番号を提供いたします。</p>	
第12章 雑則	第12章 雑則
<p>第102条(取扱いの停止または解約) (1)この約款における各契約および取扱いは、次の各号のいずれかに該当したときに解約することができるものとします。 ①お客様から解約のお申出があった場合。ただし、お客様が次のいずれかに該当するときは除きます。 イ. 融資等の契約に基づき有価証券等に担保が設定されているとき ロ. 他の加入者による反対株主の通知、反対投資主の通知、反対新株予約権付社債権者の通知、反対新株予約権者の通知または反対新投資口予約権者の通知における反対株主、反対投資主、反対新株予約権付社債権者、反対新株予約権者または反対新投資口予約権者であるとき ②～⑧ (省 略) (2)～(5) (省 略) (6)お客様が当社に対する債務(有価証券等の買付代金の支払い債務等の証券取引にかかる債務に限らず、その他の証券取引以外で生じた債務を含む一切の債務)の履行を怠っている場合、当社は、お客様からの保護預り証券の返還もしくは移管の請求または振替有価証券の振替の申請をお受けしないことがあります。</p>	<p>第102条(取扱いの停止または解約) (1)この約款における各契約および取扱いは、次の各号のいずれかに該当したときに解約することができるものとします。 ①お客様から解約のお申出があった場合(融資等の契約に基づき有価証券等に担保が設定されている場合を除きます。)</p>
<p>附則 第1条 この約款の改正は、平成27年10月1日から適用されます。ただし、改正後の第3条の2の2および第57条の2の規定は、平成28年1月1日から適用されるものとします。 (削 除)</p>	<p>附則 (新 設) 口座管理料に関係する変更箇所については、お客様の計算期間満了後より適用されるものとします。</p>
平成27年10月1日改定	平成27年4月1日改定
外国証券取引口座約款	
第4章 雑則	第4章 雑則
<p>(削 除)</p>	<p>附則 口座管理料に関係する変更箇所については、お客様の計算期間満了後より適用されるものとします。</p>
平成27年10月1日改定	平成27年4月1日改定

以上

新規に発行される日本国債を発行日前に売買取引される場合にご留意いただく事項(平成27年10月新設)

お客様が、新規に発行される国債をその発行日前に売買取引される場合には、以下の点について十分ご理解のうえお取引されるようお願いいたします。

- 国債の発行日前取引の内容とその条件について国債の発行日前取引は、当該国債が当初予定された発行日に発行されることを条件として発行日前に約定を行い、当該国債の発行日以後に、約定内容に基づき国債の受渡しを行う売買取引です(注1)。
- 国債の発行が中止又は延期された場合の約定の取扱いについて
 - 国債の発行が中止された場合は、当該国債が存在せず受渡しを行うことができないため、発行日前取引約定は取消しとなります。
 - 国債の発行が延期された場合は、金利商品である国債の運用期間が変化するという重要な契約内容の変更にあたるため、発行日前取引の約定は取消しとなります。
- 国債の入札(注2)が中止又は延期された場合の約定の取扱いについて(入札前に売買する場合)
 - 国債の入札の中止が発表され、かつ、当初発行予定日に発行が行われない旨の発表が行われた場合は発行日前取引の約定は取消しとなります。
 - 国債の入札の延期が発表され、かつ、当初発行予定日の1営業日前までに入札が実施されなかった場合は、当初発行予定日の確実な発行払込みが困難となるため、発行日前取引の約定は取消しとなります。

(注1) 国債の発行日前取引の詳細な市場慣行は、日本証券業協会が公表している「国債の発行日前取引に関するガイドライン」をご参照下さい。
(<http://market.jsda.or.jp/shiraberu/saiken/wi/index.html>)

(注2) 「国債の入札」とは、財務省が提示した発行条件(発行予定額、表面利率等)に対して、入札参加者(証券会社や金融機関)が落札希望価格(又は利回り)と落札希望額を入札し、価格の高いもの(又は利回りの低いもの)から順に予定額に達するまでの額が落札される発行方式をいいます。